

豊中市広告付き封筒無償提供事業者募集要項

1 募集の趣旨

豊中市では、民間事業者等（以下「事業者」という。）との協働により、市が使用する封筒に民間広告を掲載し、当該封筒の無償提供を受けることで、封筒製作経費の削減を図ることを目的として、令和 9 年度に市が使用する封筒について、広告を掲載した封筒を作成し、無償で提供していただける事業者（以下「無償提供事業者」という。）を募集します。

2 募集の概要

（１）対象封筒（封筒ごとの応募が可能です。各封筒の仕様については別添資料参照）

	名称等	使用業務	部数	担当課
①	豊中市共通封筒 （長 3 ・ 角 2 ）	市民・法人・自治体等へ書類を送付する際に、全庁的に広く使用	長 3 : 140,000 枚 角 2 : 60,000 枚	行政総務課
②	児童手当案内等封筒	児童手当、ひとり親家庭支援、児童扶養手当、福祉医療等の案内等の送付	52,000 枚	子育て給付課
③	保育料決定通知書・納付書封入用封筒	保育料決定通知書、保育料納付書・督促状、その他保育関係に関する書類を送付	20,000 枚	子育て給付課
④	障害児通所関係封筒	「通所受給者証」「支給決定通知書」など、障害児通所関係書類の送付	4,000 枚	おやこ保健課
⑤	就学時健康診断・就学通知用封筒	就学時健康診断の案内通知、就学通知の送付	23,000 枚	学務保健課
⑥	放課後こどもクラブ封筒	放課後こどもクラブ利用保護者への文書等の送付	20,000 枚	学び育ち支援課
⑦	予防接種手帳封筒	出生届の提出があった市民に対し、予防接種手帳の送付	4,500 枚	健康危機対策課
⑧	介護予防事業用封筒	65 歳以上の市民に対し、介護予防事業の案内等の送付	5,000 枚	健康推進課

※表中の部数は、令和 9 年度に納品を予定している数量です。複数年度の協定を締結する場合における令和 10 年度以降の部数、納入時期その他必要な事項は、年度ごとに市と無償提供事業者との協議により定めます。

(2) 封筒作成時における注意事項

- ・市が使用する封筒への広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）及び広告内容は、豊中市有料広告掲載基準を遵守してください。また、豊中市有料広告掲載基準に定めるもの以外に、封筒ごとに掲載対象外とする業種、広告内容を定めているものもあります。
- ・色、形状等の封筒の仕様については、事前に市と協議してください。
- ・広告内容については、事前に市の承諾を得てください。
- ・封筒は、市の承諾を受けた後に作成してください。

(3) 納入時期・方法

- ・封筒ごとに、担当課が指定する納品日までに、指定する場所へ納品してください。

※各封筒は、納入後、原則として在庫がなくなるまで使用します。ただし、納入後2年を経過しても未使用の封筒は廃棄します。

※使用状況等により予定より早く在庫がなくなることが見込まれる場合は、市と無償提供事業者との協議により、追加提供の要否、数量、納入時期その他必要な事項を定めます。

(4) 協定期間

- ・協定期間は、協定締結の日から、令和10年（2028年）3月31日、令和11年（2029年）3月31日又は令和12年（2030年）3月31日のいずれかの日までとし、応募者が提案するものとします。
- ・なお、協定期間中であっても、広告内容については年度ごとに市の確認を受けるものとし、必要に応じて広告内容の変更を行うことができます。

3 応募の資格

次の条件を全て満たす法人を対象とします。

- (1) 豊中市有料広告掲載基準に定める規制業種又は事業者該当しない者であること
- (2) 日本国内に登記簿上の営業所又は事務所を有していること
- (3) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること
- (4) 経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人であること
- (5) 次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと

①地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を

経過しない者

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

④会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

⑥募集要項の公表開始の日から協定締結の日までの期間について、豊中市入札参加停止基準及び豊中市入札参加停止基準運用要領に基づき入札参加停止の措置を受けている者。また、国及び他の地方公共団体等において入札参加停止に準ずる措置を受けている者

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

（6）その他、無償提供事業者として適当でないと市が認める者でないこと

4 申込手続き

（1）募集期間

令和 8 年（2026 年）10 月 5 日（月）から

令和 8 年（2026 年）10 月 22 日（木）17 時まで

(2) 申込方法

募集期間内に、応募書類を「6 応募書類等の提出先」に記載するメールアドレスへ送付してください。

なお、10MB を超えるデータファイルを送付する場合、メールを分割してお送りいただくか、市の大容量ファイル送受信システムを使用してデータをご提出ください。大容量ファイル送受信システムの使用には、事前に登録が必要となりますので、令和8年（2026年）10月13日（火）までに「6 応募書類等の提出先」に記載する連絡先へご相談ください。

(3) 提出書類

応募者は、次の書類を各1点提出してください。ただし、②提案書は、応募する封筒ごとに1点作成してください。

- ①申込書（別紙様式1）
- ②提案書（別紙様式2）※様式の項目全ての記載があれば独自様式も可
- ③誓約書（別紙様式3）
- ④会社概要（任意様式）
- ⑤直近3か年の決算報告書
- ⑥納税に関する証明書
法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（直近1年分。発行日から3か月以内のものに限る。）
- ⑦登記事項証明書（商業登記簿謄本・現在事項全部証明書）

※豊中市の入札参加資格登録のある事業者の場合は、上記⑤、⑥、⑦は省略することができます。

(4) 質問の受付及び回答

①受付期間

令和8年（2026年）10月5日（月）から

令和8年（2026年）10月13日（火）17時まで

②提出方法

質問書（別紙様式4）により、メールで受け付けます。

メールアドレス zaisei2@city.toyonaka.osaka.jp

（質問のお問い合わせ先 豊中市財務部財政課有料広告担当）

③質問書への回答

質問に対する回答は、令和8年（2026年）10月15日（木）頃に、豊中市ホームペ

ージに掲載します。質問者への個別回答は行いません。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosya/koubo/jisshichu/r8fuutoukouoku.html>

5 選定方法

- (1) 豊中市封筒広告事業審査委員会において、提出された書類に基づき、封筒の種別ごとに、仕様への適合、実現性、業務実績などを総合的に評価し、封筒の種別ごとに優先交渉権者を選定します。応募が1者だけの場合も、審査委員会において審査を行います。また、審査の結果、優先交渉権者を選定しないこともあります。
なお、審査にあたり、市が必要と認める場合は、応募内容の確認、補足説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 審査項目は以下のとおりです。
 - ・ 資格要件（「3 応募の資格」に定める事項を満たしているか）
 - ・ 封筒仕様（市の仕様どおりの封筒が納品可能か。市の仕様を超える提案がある場合は、代替仕様を提案書に記載してください。ただし、代替仕様の採用を保証するものではありません）
 - ・ 実現性（事業実施スケジュール、業務実施方法・体制、広告主未確保時の扱い、及び問題発生時の体制等）
 - ・ 業務実績（他自治体において封筒無償提供の実績があるか）
 - ・ その他特記事項（その他本事業に有益であると考えられる提案があるか）
 - ・ 協定期間（長期にわたり安定的な事業実施が見込めるか。なお、実際の協定期間は、優先交渉権者が提案した期間を基本として、市と優先交渉権者との協議により決定します）
 - ・ 豊中市内に本社、支社又は営業所があるか
- (3) 選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。
- (4) 優先交渉権者は、速やかに市と協議を行ってください。優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次点者と交渉することとします。
- (5) 審査の結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、応募内容に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や「3 応募の資格」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがあります。
- (6) 優先交渉権者との協議が整ったときは、無償提供事業者として決定し、協定を締結します。

6 応募書類等の提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号（第 2 庁舎 4 階）

豊中市財務部財政課

有料広告担当：前野、宮城

TEL 06-6151-3730（直通）

FAX 06-6858-3184

メール zaisei2@city.toyonaka.osaka.jp

7 事業開始までのスケジュール

内容	時期（表記がないものは令和 8 年（2026 年））
募集要項等の公表	10 月 5 日（月）
質問事項の締切	10 月 13 日（火）17 時
質問事項への回答	10 月 15 日（木）（予定）
応募書類の提出締切	10 月 22 日（木）17 時
優先交渉権者の選定・通知	10 月 30 日（金）（予定）
優先交渉権者との協議	11 月 2 日（月）～11 月上旬
協定	11 月中旬（予定）
封筒作成・納品	令和 9 年 4 月以降（封筒ごとに順次）

8 応募にかかる経費負担等について

- （1）提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、今回の応募内容の審査の目的以外に使用しません。なお、本件に係る情報公開請求があった場合には、情報公開制度に基づき取り扱います。
- （2）応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。また、応募又は選定の結果により応募者に損害が生じた場合であっても、市はその責任を負いません。

9 その他

- （1）広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。無償提供事業者は、広告主の募集、広告原稿の取りまとめその他広告掲載に関する業務について責任を負うものとし、広告に関する問合せ又は苦情等があった場合は、市及び広告主と連携し、速やかに対応してください。
- （2）提供された封筒又は掲載された広告の内容若しくは広告主に問題が生じたときは、無償提供事業者は、速やかに市に報告し、市と協議の上、当該封筒の回収、代替封筒の提供その他必要な措置を講じてください。
- （3）市は、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、やむを得ない事情により提供を受

けた封筒の全部又は一部を使用しなかった場合であっても、無償提供事業者に対し、封筒の製作等に要した費用を補償しません。

- (4) 協定締結後、無償提供事業者の責めに帰すべき事由により、封筒を納品できない場合
その他市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (5) 本協定に基づく広告事業は、市の施策、事業計画その他の事情により、事業を中止し、
又は内容を変更する場合があります。この場合において、市は、無償提供事業者と必要
な協議を行うものとします。
- (6) 無償提供事業者は、やむを得ない事情により事業の継続が困難となった場合は、速や
かに市へ申し出るとともに、市と必要な協議を行うものとします。